

牧野の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十四日

參議院議長松平恒雄殿

板野勝次

昭和廿三年四月十六日

牧野の定義に関する質問主意書

一、左の場合は明かに牧野であると解されると見解如何。

地勢氣候上採草の目的のために樹木(特に松が最も適する)を生やすことが土地に、濕氣と陰を與えるため絶対に必要とせられた松樹の枝を切り、ヤバ(燒炭)と称し枝束五尺廻り百個以上を反当りに地中で焼いて燒土の材料にするためにも二、三十年生の樹を生やす必要があり、しかもこのヤバ採取のために必ず採草権者が樹を生やすのである。かくの如く主たる目的はあくまで肥料採草用であり農地に必ず附隨して小作地の移動にこの採草地が伴うのみでなく、小作地返還の際は必ず自分が生やした樹を切つて山を返す慣行のある場合。

二、林木の所有権の帰属によつて、即ち林木が採草地所有者の所有である場合は植林を主たる目的とするとも解せられるが、前号のように林木が採草権者の所有であることによつても採草が主な目的であることを明かにし得ると解することは如何。

三、自作農創設特別措置法第一條第一項の「植林の目的」に関する見解如何。